

多摩産材認証制度とは

「多摩産材認証協議会」が、多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材の産地を証明する制度です。平成18年4月からスタートし、当面は、森林所有者・素材生産業者・原木市場・製材業者を登録事業者としています。

「多摩産材認証制度」理念

私たち登録事業者は、多摩産材の認証及び安定供給に努め、多摩地域の森林が、健全かつ持続的に育成できる環境づくりをめざします。

1. 森林所有者・素材生産業者・原木市場・製材業者・林業関連団体が、一致協力して取り組みます
2. 多摩地域の管理された森林から、産地の明確な木材を供給します
3. 持続的な森林経営に配慮し、林業・木材産業の活性化に努めます
4. 森林資源の循環を促進し、森林整備を推進します
5. 多摩産材を利用する意義を訴え、需要拡大に努めます
6. 消費者の要望に応え、多摩産材の品質向上に努めます
7. 登録事業者の取り組み事項を遵守し、多摩産材認証制度の信頼性を高めます。

対象となる森林とは

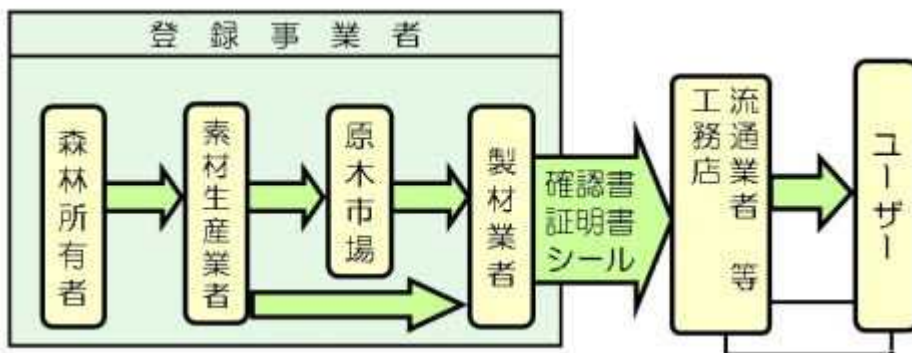
多摩地域で生育し、適正に管理された森林、公的に伐採する森林です。

1. 森林施業計画認定森林
2. 東京都が実施する花粉症発生源対策事業の対象森林
3. 東京都が実施する森林再生事業の対象森林
4. 市町村が実施する日照権等事業の対象森林
5. 公共工事の対象森林
6. その他協議会が適切と認めた森林
7. シカ森林被害が深刻な奥多摩町多摩川北岸における皆伐施業森林は、対象から除きます。ただし、シカ被害対策が適切に実施される場合は、この限りではありません。

認証材とは

1. 対象となる森林から生産された木材で、生産から販売までの全ての流通工程で多摩産材認証登録事業者が扱う木材及び製材品をいいます。
2. 販売に際し、規定する証明書類とシールが添付された木材及 製材品です。

しくみは 森林所有者から、一貫して産地を証明する書類がつきます



シールと証明印

多摩産材認証制度に登録した製材業者から購入できます。

